

外国為替保証金取引（NetFx）取引規程

第1条（規程の主旨）

本規程は、お客様が松井証券株式会社（以下、「当社」といいます。）の「外国為替保証金取引（NetFx）」（以下、「本取引」といいます。）を利用する上で特に必要な取り決めです。

2. 本取引規程に特段の定めがない事項は、ネットストック取引規程によるものとします。

第2条（口座開設の申込）

以下の基準を満たすお客様は、当社に対して「外国為替保証金取引（NetFx）」口座（以下、「本口座」といいます。）の開設を申込むことができます。

- (1) すでにネットストック取引口座を開設済みであること。
- (2) 取引ルールその他必要な事項を十分に理解していること。

第3条（口座開設の可否）

本口座の開設の可否は当社が判定するものとします。

2. 本口座の開設ができない場合の理由は開示しないものとします。

第4条（取扱銘柄及び取引の種類）

本取引での取扱銘柄及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

第5条（利用時間）

本取引のサービス利用時間は、当社が定めるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、前項に定める時間内において、通信回線及びシステム機器の瑕疵または障害（以下、「システム障害」といいます。）または補修等やむを得ない理由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。

第6条（取引手数料）

お客様が本取引のサービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数料を申し受けます。

2. 本取引での取引手数料は、当社が定めるものとします。

第7条（注文）

当社は、本取引の注文をインターネット上に当社が設置する所定の取引サイトからのみ受注し、システム障害が発生した場合を含め、電話、FAX、電子メールその他の手段による受注は一切行わないものとします。

第8条（発注値幅制限）

発注値幅制限は、取扱銘柄ごとに当社が定めるものとします。

第9条（入出金）

本口座への入金及び本口座からの出金は、当社所定の方法により行うものとします。

第10条（保証金）

本取引を行う場合の保証金の取扱は以下の通りとします。

- (1) 本口座でお預りしている現金はすべて保証金として受け入れるものとします。
- (2) 保証金として受け入れる通貨の種類は当社が定めるものとします。

第11条（取引保証金及び最低維持基準）

- 取引保証金及び最低維持基準の計算方法は当社が定めるものとします。
2. 本取引での取引保証金は当社が定めるものとします。取引保証金の状況が当社の定める基準を下回っている場合、取引保証金の引き出し、または新規建てはできないものとします。
 3. 本取引での取引保証金の最低維持基準は当社が定めるものとします。取引保証金の状況が当社の定める最低維持基準を下回った場合、お客様は下回った取引日から翌々営業日の正午までに当社の定める基準を回復するまでの追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず差し入れるものとします。
 4. 取引保証金の状況が当社の定める最低維持基準を下回った取引日から翌々営業日の正午までに追加保証金の差入れがない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の口座において建玉を任意に反対売買できるものとし、お客様はそれを了承するものとします。
 5. 前項における反対売買の結果、残債務がある場合、お客様は当社に対して直ちに残債務の弁済を行うものとします。
 6. 取引保証金及び最低維持基準は当社の判断によって変更することができるものとします。

第 12 条（ロスカットルール）

ロスカットルールは当社が定めるものとします。

第 13 条（債務不履行）

お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は当社の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第 14 条（スワップポイント）

スワップポイントは当社が定めるものとします。

第 15 条（サービス内容の変更）

当社はお客様に事前の通知をすることなく、提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第 16 条（サービス利用の停止）

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合は、あらかじめお客様に通知することなくお客様のサービス利用を停止するものとします。

- (1) お客様が本規程、ネットストック取引規程、当社の定めた取引ルール、またはその他法令等に違反した場合
- (2) 当社がやむを得ない理由により、サービスの中止を申し出た場合
- (3) 当社がおお客様のネットストックまたは本取引のご利用を不相当と判断した場合

第 17 条（権利義務の譲渡）

お客様は本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡できないものとします。

第 18 条（規程内容の変更）

- 本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。
2. 規程の改訂がお客様の従来の権利を制限する、若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社はすみやかにその内容を当社ホームページ上で通知するものとします。また、重要な改訂については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。
 3. 前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、お客様の当社会員画面への連絡による方法に代えることができるものとします。
 4. 本規程の変更に異議ある場合は15日以内に当社に申し出るものとします。
 5. 上記4に関わらず、変更の通知後にお客様が本取引の建玉の反対売買等以外のお取引をされた場合は、本規程の変更に承諾したものとみなします。

第 19 条（準拠法）

本契約に関する準拠法は日本国法とします。

以上
平成 16 年 3 月